三　相続税法第四十二条第十二項に定める物納手続関係書類（同条第十一項（同条第十三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する物納手続関係書類補完期限延長届出書に係るものに限る。）の訂正又は提出の期限

四　相続税法第四十二条第十九項に定める物納財産を収納するために必要な措置に係る期限（同条第二十二項（同条第二十四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する収納関係措置期限延長届出書が提出されている場合における当該措置に係る同条第二十三項に定める期限を含む。）

2　前項の規定は、法第三十八条の七第四項において同条第二項の規定を準用する場合について準用する。

第三十条第一項中「東日本大震災によりその所有する建物に被害を受けた者」を「同項に規定する滅失建物等（以下この条及び次条において「滅失建物等」という。）の所有者」に、「当該建物」を「当該滅失建物等」に改め、「市町村長」の下に「又は特別区の区長」を加え、「被害を受けた建物」を「滅失建物等」に改め、「分割法人」の下に「（第三十一条の二第一項及び第三十二条第一項において「分割法人」という。）」を加え、同条第二項第二号中「東日本大震災により当該被災者の所有する建物に被害を受けた」を「当該被災者が滅失建物等の所有者であった」に、「建物の」を「滅失建物等の」に改め、「市町村長」の下に「又は特別区の区長」を加え、同項第三号中「東日本大震災により被害を受けた建物」を「滅失建物等」に、「次号」を「次号、第三十一条の二第二項及び第三十二条第二項」に、「同条第十二号の三」を「同法第二条第十二号の三」に改め、同項第四号中「東日本大震災により被害を受けた建物」を「滅失建物等」に、「東日本大震災により当該被災者の所有する建物に被害を受けた」を「当該被災者が当該滅失建物等の所有者であった」に、「建物の」を「滅失建物等の」に改め、「市町村長」の下に「又は特別区の区長」を加え、同項に次の一号を加える。

五　東日本大震災の被災者が前項の証明を受けた個人であって法第三十九条第一項の代替建物（住宅用の建物に限る。）の新築又は取得をすることができない場合（第一号に掲げる場合に該当する場合を除く。）当該証明を受けた個人の三親等内の親族で次に掲げる要件の全てを満たす者

イ　平成二十三年三月十日（滅失建物等が警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた場合にあっては、当該警戒区域設定指示等が行われた日の前日）において滅失建物等に当該証明を受けた個人と同居していた者であること。

ロ　当該代替建物に当該証明を受けた個人と同居する者であること。

第三十条第三項ただし書中「市町村」の下に「（特別区を含む。）」を加え、同項第二号中「法第三十九条第一項に規定する滅失建物等（次条において「滅失建物等」という。）」を「滅失建物等」に改める。

第三十一条の次に次の三条を加える。

（東日本大震災の被災者等が取得した農用地に係る所有権の移転登記等の免税）

第三十一条の二　法第四十条の二第一項に規定する政令で定める被災者は、次に掲げる者とする。

一　東日本大震災によりその所有する農用地（法第四十条の二第一項に規定する農用地をいう。以下この条において同じ。）に被害を受けた者であることにつき、当該農用地の所在地の農業委員会から証明を受けた者（次項第三号又は第四号に規定する分割により被害を受けた農用地に係る事業に関して有する権利義務を承継させた分割法人を除く。）

二　警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた農用地（以下この条において「対象区域内農用地」という。）の所有者であることにつき、当該対象区域内農用地の所在地の市町村長から証明を受けた者（次項第三号又は第四号に規定する分割により対象区域内農用地に係る事業に関して有する権利義務を承継させた分割法人を除く。）

2　法第四十条の二第一項に規定する政令で定める者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一　東日本大震災の被災者が個人であって前項の証明を受けた後に死亡した場合　当該被災者が死亡したときにおけるその者の相続人

二　東日本大震災の被災者が個人であって前項の証明を受ける前に死亡した場合　当該被災者が死亡したときにおけるその者の相続人であって当該被災者が法第四十条の二第一項に規定する被災農用地（以下この条において「被災農用地」という。）の所有者であったことにつき、当該被災農用地の所在地の農業委員会（当該被災農用地が対象区域内農用地である場合には、当該対象区域内農用地の所在地の市町村長）から証明を受けたもの

三　東日本大震災の被災者が法人であって前項の証明を受けた後に合併により消滅した場合又は分割により被災農用地に係る事業に関して有する権利義務を承継させた場合　当該合併により消滅した場合又は分割により被災農用地に係る分割承継法人

四　東日本大震災の被災者が法人であって前項の証明を受ける前に合併により消滅した場合又は分割により被災農用地に係る事業に関して有する権利義務を承継させた場合　当該合併に係る合併法人又は当該分割に係る分割承継法人であって当該被災者が当該被災農用地の所有者であったことにつき、当該被災農用地の所在地の農業委員会（当該被災農用地が対象区域内農用地である場合には、当該対象区域内農用地の所在地の市町村長）から証明を受けたもの

五　東日本大震災の被災者が前項の証明を受けた個人であって被災農用地に代わる農用地の取得をすることができない場合（第一号に掲げる場合に該当する場合を除く。）　当該証明を受けた個人の農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第二項に規定する世帯員等に該当する者（当該証明を受けた個人の三親等内の親族に限る。）

3　法第四十条の二第一項に規定する政令で定める農用地は、東日本大震災により耕作又は養畜の用に供することができなくなった農用地（以下この項において「従前農用地」という。）であって、当該従前農用地に代わる農用地の取得後においても耕作又は養畜の用に供することができないと見込まれることにつき当該従前農用地の所在地の農業委員会が証明したものとする。

4　法第四十条の二第一項に規定する政令で定める面積は、同項の被災農用地の面積に一・五を乗じて計算した面積とする。

（東日本大震災により被災した鉄道事業者が取得した鉄道施設に係る土地の所有権の保存登記等の免税の対象となる鉄道施設の範囲等）

第三十一条の三　法第四十条の三に規定する政令で定める鉄道施設は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

一　鉄道施設（法第四十条の三に規定する鉄道施設をいう。第三号において同じ。）に係る鉄道事業法第二条第一項に規定する鉄道事業（以下この条において「鉄道事業」という。）の線路の沿線における東日本大震災により被災した市街地の復興のために同法第五条第一項の許可又は同法第七条第一項の認可を受けた鉄道事業の用に供されるものであること。

二　被災鉄道施設（法第四十条の三に規定する被災鉄道施設をいう。以下この条において同じ。）の敷地以外の土地に建設されるものであること。

三　被災鉄道施設に代わるものとして建設される鉄道施設（以下この条において「代替鉄道施設」という。）に係る鉄道事業の用に供される路線の起点から終点までの距離が、被災鉄道施設に係る鉄道事業の用に供されていた路線の起点から終点までの距離の百分の百二十以下であること。

四　代替鉄道施設に係る鉄道事業の線路の単線又は複線の別が、被災鉄道施設に係る鉄道事業の線路と同一であること。

2　法第四十条の三に規定する政令で定める面積は、被災鉄道施設の敷地の用に供されていた土地の面積に第一号に掲げる距離の第二号に掲げる距離に対する割合を乗じて計算した面積（当該面積が当該被災鉄道施設の敷地の用に供されていた土地の面積以下である場合には、当該被災鉄道施設の敷地の用に供されていた土地の面積）とする。

一　代替鉄道施設に係る鉄道事業の用に供される路線の起点から終点までの距離

二　被災鉄道施設に係る鉄道事業の用に供されていた路線の起点から終点までの距離